

令和3年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和4年12月

厚生労働省年金局

令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

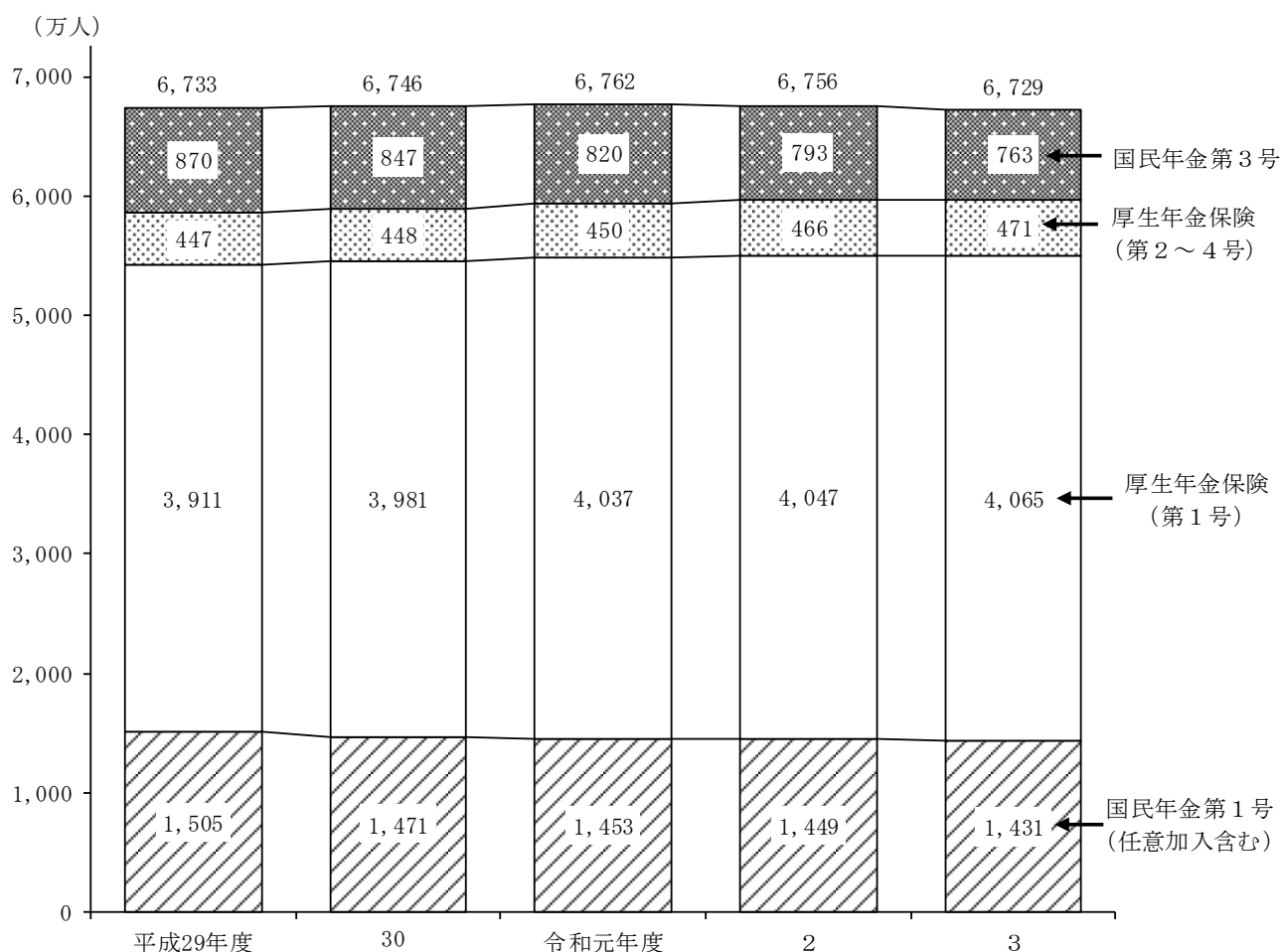
公的年金被保険者数は、令和3年度末現在で6,729万人となっており、前年度末に比べて27万人(0.4%)減少している。

国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、令和3年度末現在で1,431万人となっており、前年度末に比べて18万人(1.3%)減少している。

厚生年金被保険者数(第1～4号)は、令和3年度末現在で4,535万人(うち第1号4,065万人、第2～4号471万人)となっており、前年度末に比べて22万人(0.5%)増加している。

国民年金の第3号被保険者数は、令和3年度末現在で763万人となっており、前年度末に比べて30万人(3.8%)減少している。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,511万人となっており、前年度末に比べて13万人(0.4%)減少している。また、女子は3,218万人となっており、前年度末に比べて13万人(0.4%)減少している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和3年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第3号 被保険者	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,729	1,431	4,535	4,065	471	763
男子	3,511	750	2,750	2,474	275	12
女子	3,218	682	1,786	1,590	196	751

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

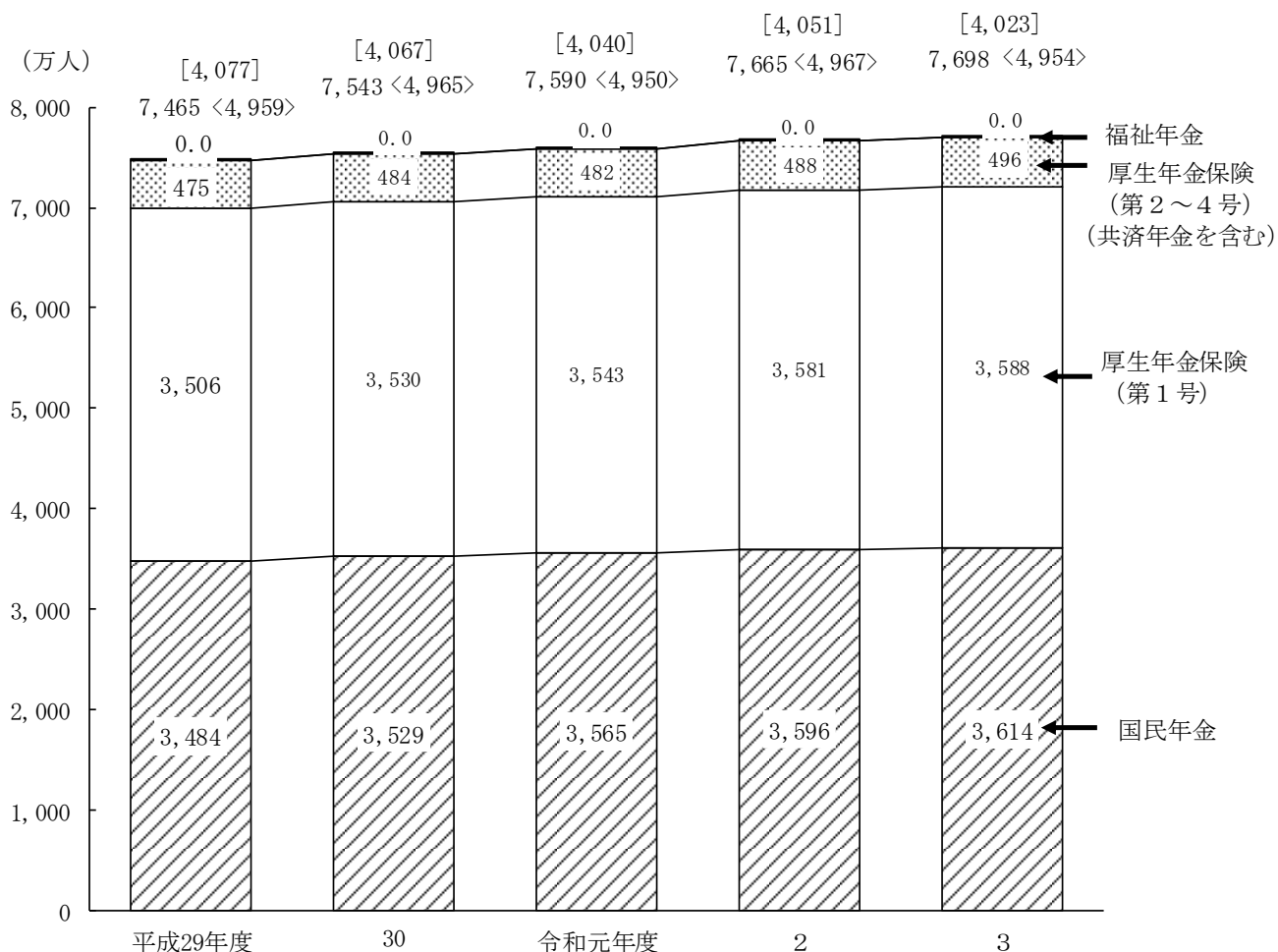
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

公的年金受給者数（延人数）は、令和3年度末現在で7,698万人となっており、前年度末に比べて33万人（0.4%）増加している。

重複のない公的年金の実受給権者数は、令和3年度末現在で4,023万人であり、前年度末に比べて28万人（0.7%）減少している。これには、女子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が62歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

公的年金受給者の年金総額は、令和3年度末現在で56兆1千億円となっており、前年度末に比べて6百億円（0.1%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)		福祉年金	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成29年度	554,108	232,642	321,465	258,091	63,374	0
30	555,904	236,380	319,524	256,643	62,881	0
令和元年度	556,262	239,742	316,519	254,965	61,554	0
2	560,078	243,212	316,866	255,715	61,151	0
3	560,674	244,997	315,677	254,996	60,681	0

- 注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

令和3年度末現在の適用事業所数は、259.8万か所であり、前年度末に比べて8.9万か所(3.5%)増加している。

被保険者数は、令和3年度末現在で4,065万人となっており、前年度末に比べて17万人(0.4%)増加している。男女別にみると、男子は2,474万人(対前年度末比4万人、0.2%減)、女子は1,590万人(対前年度末比22万人、1.4%増)となっている。

短時間労働者数は、令和3年度末現在で57万人となっており、前年度末に比べて4万人(7.4%)増加している。男女別にみると、男子は14万人(対前年度末比1万人、5.1%増)、女子は42万人(対前年度末比3万人、8.2%増)となっている。

育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和3年度末現在で47万人であり、前年度末に比べて2万人(3.8%)増加している。男女別にみると、男子は1万人(対前年度末比5千人、47.0%増)、女子は45万人(対前年度末比1万人、2.9%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)									
			総数			(再掲)短時間労働者数(万人)			(再掲)育児休業等保険料免除者数(万人)			
			男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子		
平成29年度	2,227	33	3,911	2,442	1,470	38	11	27	38	0.3	38	
30	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31	41	0.4	41	
令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34	43	0.7	42	
2	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39	45	1.0	44	
3	2,598	40	4,065	2,474	1,590	57	14	42	47	1.5	45	
伸 び 率 (%)	平成29年度	5.6	21.0	2.3	1.8	3.2	31.8	29.7	32.6	8.3	30.1	8.1
	30	4.9	6.9	1.8	1.1	2.9	13.6	11.0	14.7	6.4	32.3	6.2
	令和元年度	4.2	5.7	1.4	0.8	2.5	8.6	4.3	10.3	5.1	65.4	4.5
	2	3.0	2.7	0.2	△ 0.4	1.2	12.3	6.6	14.4	5.0	35.2	4.5
3	3.5	4.3	0.4	△ 0.2	1.4	7.4	5.1	8.2	3.8	47.0	2.9	

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。

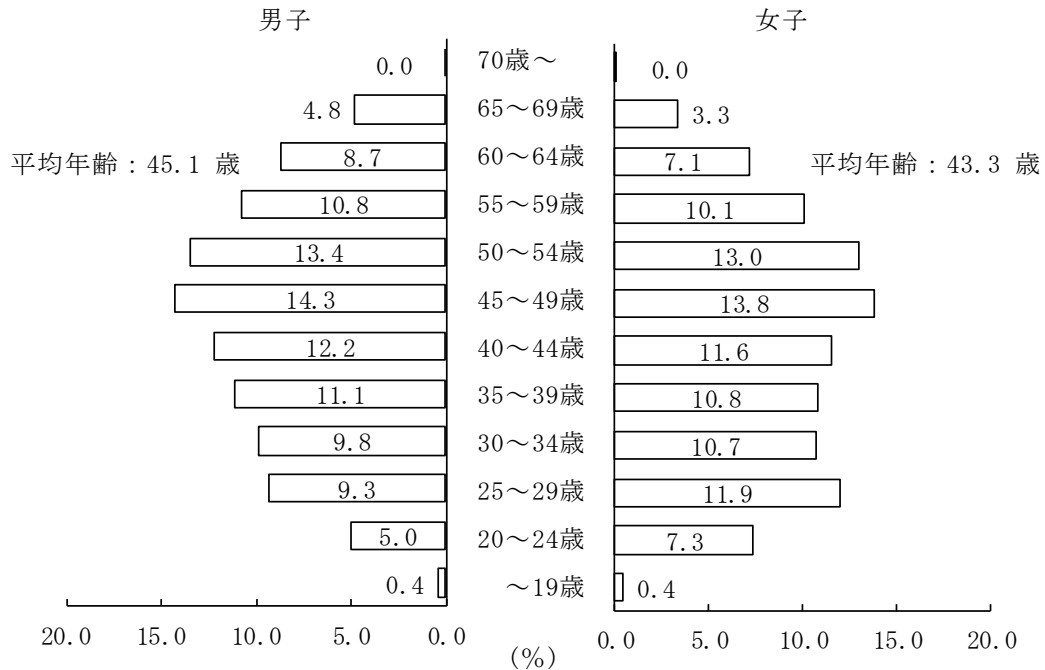
3. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

4. 令和3年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は30,120、被保険者数は557,730人、任意加入の事業所数は9,529、被保険者数は11,436人である。

5. 育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

令和3年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に45～49歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.1歳、女子は43.3歳となっている。

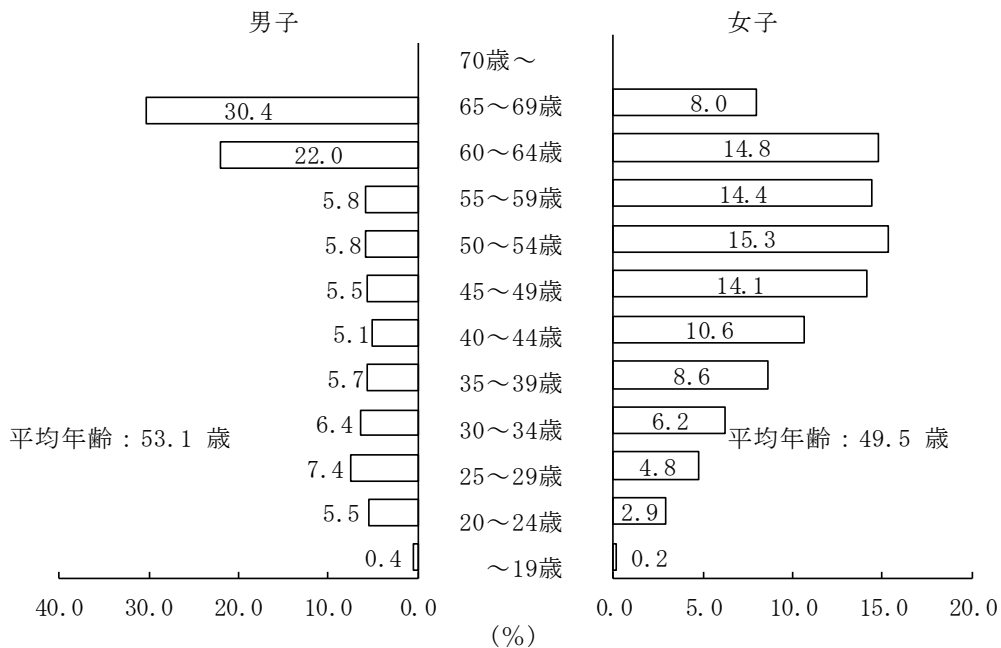
図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（令和3年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

令和3年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.1歳、女子は49.5歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号）短時間労働者の年齢構成（令和3年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

標準報酬月額平均は、令和3年度末現在で31万9千円(男子は36万2千円、女子は25万2千円)であり、前年度末に比べて1.8%増加している。令和3年度の年度平均についても、31万6千円(男子は35万8千円、女子は24万9千円)と、前年度に比べて0.9%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額平均は、令和3年度末現在で14万9千円(男子は16万1千円、女子は14万5千円)であり、前年度末に比べて2.1%増加している。令和3年度の年度平均についても、14万8千円(男子は16万円、女子は14万3千円)と、前年度に比べて1.0%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和3年度で43万3千円(男子は51万2千円、女子は30万4千円)であり、前年度に比べて1.6%増加している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和3年度で9万8千円(男子は12万3千円、女子は9万円)であり、前年度に比べて12.5%増加している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和3年度で448万円(男子は513万1千円、女子は346万2千円)であり、前年度に比べて1.3%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和3年度で189万円(男子は206万円、女子は183万2千円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均□年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成29年度	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373	
伸び率 (%)	平成29年度	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△0.5	△0.6	△0.1	△0.8	△1.4	△0.3	△0.1	△0.1	0.4	0.1	△0.3	0.5
3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3	

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成29年度	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760	
伸び率 (%)	平成29年度	1.0	1.0	1.5	0.3	0.4	0.6
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△5.5	△4.4	△6.6	9.8	△4.8	24.4	△0.6	△0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2	

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

令和3年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,588万人となっており、前年度末に比べて6万人（0.2%）増加している。うち、老齢年金の受給者数は1,562万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成29年度	3,506	1,521	1,395	43	548
30	3,530	1,541	1,390	44	555
令和元年度	3,543	1,539	1,397	45	562
2	3,581	1,553	1,415	47	567
3	3,588	1,562	1,405	49	573

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和3年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万6千円、通算老齢年金が6万3千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成29年度	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和3年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は25兆4,996億円となっており、前年度末に比べて719億円（0.3%）減少している。

表7 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数				
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成29年度	258,091	175,534	25,089	3,035	54,433
30	256,643	174,244	24,410	3,072	54,917
令和元年度	254,965	172,034	24,483	3,139	55,309
2	255,715	172,010	24,856	3,221	55,629
3	254,996	171,104	24,737	3,300	55,855

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和3年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は3,769万人となっており、前年度末に比べて1千人（0.0%）増加している。うち、老齢年金の受給権者数は1,618万人となっている。

表8 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数				
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成29年度	3,718	1,590	1,483	62	583
30	3,735	1,609	1,472	63	591
令和元年度	3,735	1,599	1,475	64	597
2	3,768	1,610	1,490	66	602
3	3,769	1,618	1,474	68	609

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和3年度末の厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万4千円、通算老齢年金が6万3千円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号） 受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成29年度	144,903	152,595	76,033	58,929	97,281	81,986
30	143,761	151,923	73,091	59,998	97,246	81,566
令和元年度	144,268	151,068	70,492	60,842	97,175	81,201
2	144,366	150,580	70,924	61,445	97,061	80,892
3	143,965	149,656	73,208	62,676	96,998	80,351

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和3年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は26兆4,180億円となっており、前年度末に比べて706億円（0.3%）減少している。

表10 厚生年金保険（第1号） 受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	（再掲）			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成29年度	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941
30	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439
令和元年度	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849
2	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196
3	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455

注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和3年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、53万9千人であり、平均年金月額は、8万9千円である。

また、令和3年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、39万8千人であり、平均年金月額は、8万6千円である。

表 11 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

（単位：万人、円）

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成29年度	51.5	82,374	38.9	79,230
30	51.0	86,658	38.0	83,377
令和元年度	28.0	79,579	21.3	77,201
2	52.4	83,956	40.0	80,810
3	53.9	89,036	39.8	85,613

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが平成 25 年度に完了したことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64 歳までと 65 歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成 25 年度に 61 歳、平成 28 年度に 62 歳、令和元年度に 63 歳に引き上げられた。そのため、平成 29 年度から平成 30 年度の 60 歳・61 歳と令和元年度から令和 3 年度の 60 歳・61 歳・62 歳では、繰上げを選択した者及び坑内員・船員のみとなっていることから、老齢年金受給権者数が少なくなっている。

また、坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が平成 30 年度に 61 歳、令和 3 年度に 62 歳に引き上げられたため、平成 30 年度から令和 2 年度の 60 歳、令和 3 年度の 60 歳・61 歳では、繰上げを選択した者のみとなっていることから、更に老齢年金受給権者数が少なくなっている。その結果として、平成 29 年度における 60 歳・61 歳、平成 30 年度における 61 歳、令和元年度から令和 2 年度における 61 歳・62 歳、令和 3 年度における 62 歳において、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者の割合が高くなっていることにより、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成29年度	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1004.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成29年度	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられ、平成30年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成29年度は63歳までと64歳以上で、平成30年度から令和3年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度から令和2年度の60歳、令和3年度の60・61歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表 13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成29年度	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成29年度	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和3年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、401万人となっており、前年度末に比べて2千人（0.0%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は287万人となっており、前年度末に比べて9万人（3.3%）増加している。

令和3年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、366万人となっており、前年度末に比べて2百人（0.0%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は285万人となっており、前年度末に比べて9万人（3.4%）増加している。

表14 在職者に係る厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成29年度	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ()内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は令和3年度末現在で1.2%となっている一方で、繰上げ率は0.6%となっている。

表 15 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は、令和3年度末現在で2.0%となっている。

表 16 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。

2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。

3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

令和3年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,431万人となっており、前年度末に比べて18万人（1.3%）減少している。男女別にみると、男子は750万人（対前年度末比8万人、1.1%減）、女子は682万人（対前年度末比10万人、1.4%減）となっている。

令和3年度末現在の第3号被保険者数は、763万人となっており、前年度末に比べて30万人（3.8%）減少している。男女別にみると、男子は12万人（対前年度末比1千人、0.8%増）、女子は751万人（対前年度末比30万人、3.9%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
				（再掲）任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成29年度	1,505	779	726	20	4	15	0	870	11	859
30	1,471	764	707	19	4	15	0	847	11	836
令和元年度	1,453	757	696	19	4	15	0	820	11	809
2	1,449	758	691	19	4	15	0	793	12	781
3	1,431	750	682	19	4	15	0	763	12	751

令和3年度末現在の全額免除・猶予者数は612万人、全額免除・猶予割合は43.4%となっている。また、一部免除者数は35万人、一部免除割合は2.5%となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

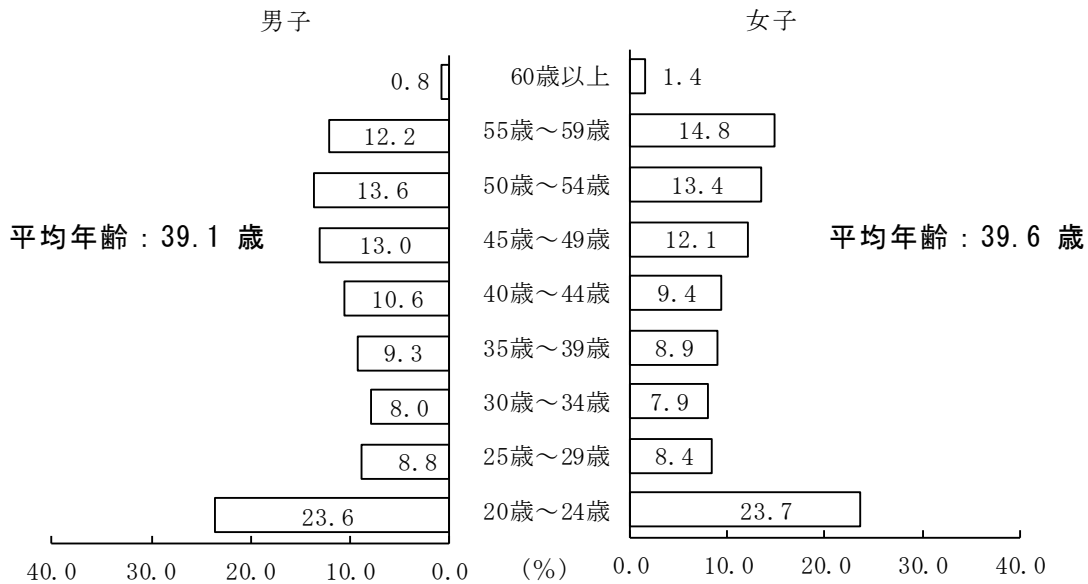
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除・猶予者						一部免除者					産前産後免除者
	総数	全額免除・猶予割合 (%)	法定免除	申請全額免除	学生納付特例	納付猶予	総数	一部免除割合 (%)	申請3/4免除	申請半額免除	申請1/4免除	
平成29年度	574	(38.7)	134	211	176	53	41	(2.8)	21	13	7	・
30	574	(39.5)	135	205	179	55	40	(2.7)	20	13	7	・
令和元年度	583	(40.6)	136	212	180	55	41	(2.8)	20	13	7	1
2	609	(42.6)	139	235	177	58	36	(2.5)	19	11	6	1
3	612	(43.4)	141	241	171	59	35	(2.5)	18	11	6	1

注. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

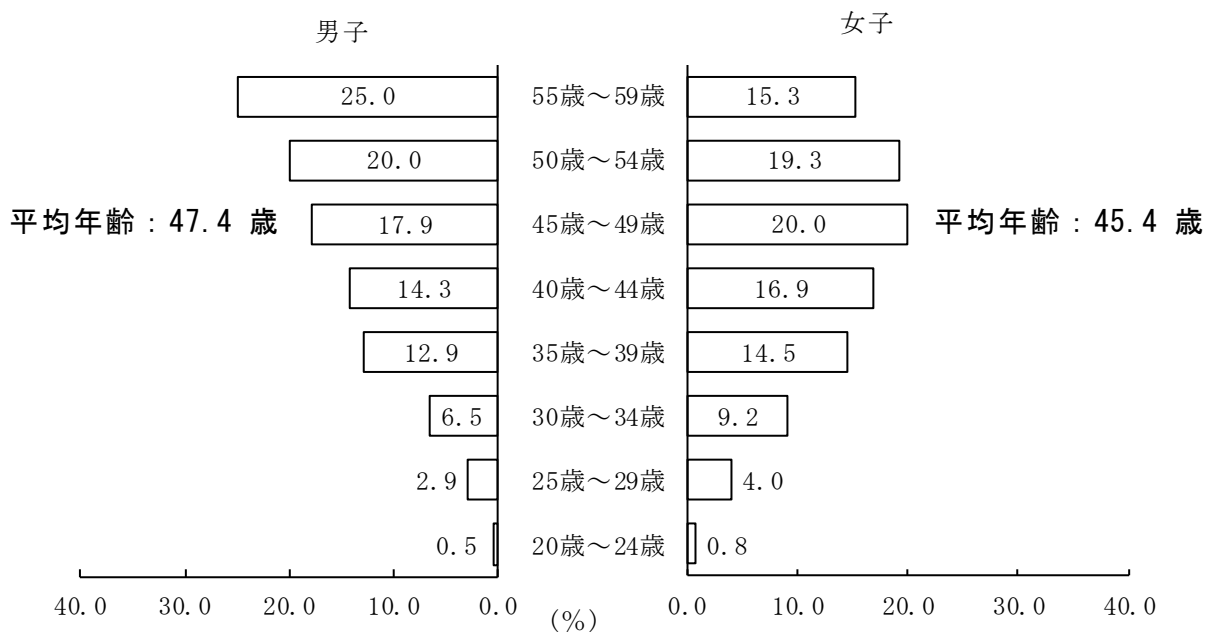
令和3年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は45～49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.1歳、女子は39.6歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和3年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和3年度末）



(2) 給付状況

令和3年度末現在の国民年金受給者数は3,614万人となっており、前年度末に比べて18万人(0.5%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、725万人となっている。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成29年度	3,484 (934) [832]	3,190 (711) [614]	92 (55) [55]	192 (163) [159]	10 (4) [3]
30	3,529 (910) [804]	3,230 (691) [590]	94 (50) [50]	196 (165) [161]	10 (4) [3]
令和元年度	3,565 (887) [777]	3,262 (671) [567]	93 (44) [44]	199 (167) [163]	9 (4) [3]
2	3,596 (863) [751]	3,290 (650) [543]	93 (39) [39]	204 (171) [166]	9 (4) [3]
3	3,614 (840) [725]	3,304 (628) [518]	92 (34) [34]	209 (174) [169]	9 (4) [3]

- 注1. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和3年度末現在で5万6千円、令和3年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和3年度末現在で5万2千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成29年度	55,615 (51,648) [50,186]	49,907 (55,398) [52,146]	19,091 (18,953) [18,952]	72,245 (72,512) [72,554]	82,932 (74,138) [70,635]
30	55,809 (52,028) [50,520]	53,568 (57,416) [54,614]	19,064 (18,976) [18,974]	72,109 (72,373) [72,415]	83,208 (75,086) [71,789]
令和元年度	56,049 (52,437) [50,875]	53,905 (57,974) [54,917]	19,126 (19,019) [19,015]	72,042 (72,301) [72,341]	83,644 (76,164) [73,079]
2	56,358 (52,896) [51,276]	54,410 (58,421) [55,253]	19,282 (19,091) [19,084]	72,039 (72,290) [72,329]	84,173 (77,276) [74,351]
3	56,479 (53,185) [51,514]	54,040 (58,188) [54,735]	19,398 (19,084) [19,073]	71,868 (72,098) [72,134]	84,349 (77,994) [75,222]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

令和3年度末現在の国民年金受給者の年金総額は24兆4,997億円となっており、前年度末に比べて1,784億円(0.7%)増加している。

表 21 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成29年度	232,642	212,882	2,104	16,684	972	
30	236,380	216,343	2,141	16,938	958	
令和元年度	239,742	219,423	2,146	17,235	939	
2	243,212	222,529	2,148	17,613	923	
3	244,997	223,921	2,151	18,012	911	

注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

令和3年度末現在の国民年金受給権者数は3,679万人となっており、前年度末に比べて19万人(0.5%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、743万人となっている。

表 22 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成29年度	3,547 (956) [851]	3,225 (718) [620]	93 (56) [56]	206 (174) [169]	24 (8) [7]
30	3,593 (932) [823]	3,266 (698) [596]	95 (50) [50]	209 (176) [171]	23 (8) [7]
令和元年度	3,629 (908) [796]	3,299 (678) [573]	94 (45) [44]	212 (178) [172]	23 (8) [7]
2	3,660 (884) [769]	3,328 (656) [548]	94 (39) [39]	216 (180) [175]	23 (8) [7]
3	3,679 (861) [743]	3,343 (635) [524]	93 (35) [34]	220 (183) [178]	22 (8) [7]

- 注1. 「国民年金受給権者」については、旧法国民年金の受給権者と新法基礎年金の受給権者の合計であり、基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和3年度末現在で5万6千円、令和3年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和3年度末現在で5万1千円となっている。

表 23 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成29年度	55,518 (51,528) [50,053]	49,896 (55,359) [52,098]	19,088 (18,937) [18,935]	71,963 (72,256) [72,310]	62,771 (59,000) [57,352]
30	55,708 (51,901) [50,378]	53,572 (57,414) [54,613]	19,061 (18,957) [18,955]	71,837 (72,127) [72,179]	62,857 (59,398) [57,858]
令和元年度	55,946 (52,302) [50,722]	53,914 (57,972) [54,925]	19,124 (18,998) [18,993]	71,788 (72,070) [72,120]	62,943 (59,755) [58,294]
2	56,252 (52,752) [51,112]	54,421 (58,420) [55,259]	19,280 (19,067) [19,060]	71,806 (72,078) [72,126]	63,110 (60,183) [58,797]
3	56,368 (53,031) [51,338]	54,050 (58,186) [54,744]	19,397 (19,057) [19,046]	71,654 (71,902) [71,946]	63,086 (60,332) [59,003]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

令和3年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は24兆8,936億円となっており、前年度末に比べて1,799億円(0.7%)増加している。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成29年度	236,514	214,839	2,124	17,753	1,799
30	240,297	218,361	2,162	18,002	1,772
令和元年度	243,670	221,494	2,167	18,269	1,740
2	247,137	224,660	2,170	18,595	1,712
3	248,936	226,120	2,175	18,947	1,694

注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和3年度末現在で5万7千円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万4千円、本来が5万8千円、繰下げが7万5千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成29年度	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ率は、年々低下している。
 令和3年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は27.0%、繰下げ率は1.8%となっている。

表 26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が低下傾向にある。

令和3年度末時点で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は15.9%、繰下げ率は3.1%となっている。

表 27 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5

	(再掲) 基礎のみ	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1

注1. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和3年度末現在)

都道府県	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,615,077	145,665	33,039,019	56,479
北海道	635,393	135,888	1,522,449	55,509
青森県	147,517	122,111	389,460	53,933
岩手県	174,498	126,262	387,550	57,407
宮城県	286,354	139,086	611,768	56,278
秋田県	153,048	122,914	341,614	55,824
山形県	174,584	124,517	346,180	57,453
福島県	276,233	130,103	552,607	56,653
茨城県	350,377	147,004	788,523	56,228
栃木県	250,589	142,979	531,789	56,380
群馬県	255,080	142,449	547,412	57,496
埼玉県	831,584	156,319	1,792,742	55,990
千葉県	716,001	160,017	1,589,171	56,332
東京都	1,249,640	158,661	2,775,010	55,381
神奈川県	1,009,400	165,321	2,121,680	56,394
新潟県	371,373	132,328	683,654	58,725
富山県	188,376	138,775	317,916	60,034
石川県	171,247	136,136	314,525	58,997
福井県	133,853	134,440	221,441	59,339
山梨県	103,113	138,408	237,079	56,077
長野県	331,919	138,516	623,221	59,050
岐阜県	270,333	144,253	568,769	58,304
静岡県	546,307	145,975	1,045,648	58,168
愛知県	868,592	154,984	1,771,805	57,077
三重県	248,813	146,086	501,309	58,493
滋賀県	186,542	148,822	356,933	58,244
京都府	307,637	146,783	673,512	55,395
大阪府	964,729	151,568	2,096,873	54,335
兵庫県	684,840	154,247	1,448,433	56,279
奈良県	165,442	157,601	393,776	56,010
和歌山県	113,809	141,088	287,659	54,794
鳥取県	92,752	127,450	167,612	58,585
島根県	118,724	127,819	215,706	59,276
岡山県	291,230	140,558	534,323	58,836
広島県	403,074	145,408	767,240	58,184
山口県	217,252	143,001	436,162	58,278
徳島県	110,998	127,921	223,057	55,886
香川県	152,006	138,241	286,604	58,950
愛媛県	190,530	134,498	414,825	56,861
高知県	102,518	126,784	224,172	55,129
福岡県	626,553	140,261	1,288,211	55,472
佐賀県	111,621	128,208	234,071	58,158
長崎県	174,053	131,813	403,902	55,618
熊本県	225,654	126,589	513,075	56,918
大分県	159,759	130,779	347,290	55,448
宮崎県	145,769	123,220	324,986	56,469
鹿児島県	209,121	127,088	481,504	56,786
沖縄県	103,986	123,755	296,157	52,112
その他	12,254	128,712	39,614	29,419

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和3年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	16,180,445	143,965	33,428,985	56,368
60	5,126	87,233	11,801	38,945
61	10,489	94,433	22,999	40,150
62	144,740	61,133	39,382	41,904
63	492,224	78,660	49,904	43,316
64	556,671	79,829	60,400	43,842
小 計	1,209,250	77,274	184,486	42,512
65	548,712	145,372	1,043,367	58,078
66	635,629	146,610	1,249,991	58,016
67	670,338	144,389	1,313,888	57,810
68	708,783	142,041	1,387,821	57,629
69	762,108	140,628	1,483,633	57,308
小 計	3,325,570	143,613	6,478,700	57,739
70	829,340	141,026	1,579,058	57,405
71	845,527	143,259	1,714,456	57,276
72	868,597	146,259	1,869,652	57,131
73	875,543	145,733	1,892,998	57,040
74	881,846	145,304	1,917,881	56,846
小 計	4,300,853	144,357	8,974,045	57,127
75	684,294	145,127	1,465,726	56,643
76	472,201	147,225	1,017,196	56,204
77	575,036	147,881	1,262,531	56,169
78	624,970	149,623	1,387,468	55,844
79	579,415	151,874	1,294,508	55,609
小 計	2,935,916	148,293	6,427,429	56,100
80	582,586	154,133	1,325,919	55,483
81	506,842	156,744	1,186,834	57,204
82	428,488	158,214	1,016,094	56,981
83	376,921	159,904	903,785	56,815
84	397,412	160,349	980,130	56,828
小 計	2,292,249	157,500	5,412,762	56,607
85	348,468	161,095	889,928	56,404
86	323,927	162,007	851,836	56,258
87	266,731	161,989	736,009	55,994
88	227,850	160,952	652,494	55,560
89	204,415	161,633	609,625	55,043
小 計	1,371,391	161,541	3,739,892	55,921
90歳以上	745,216	160,460	2,211,671	51,382

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和3年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	
合計	16,180,445	10,828,213	5,352,232
万円以上 万円未満			
～ 1	99,642	70,366	29,276
1 ～ 2	21,099	14,136	6,963
2 ～ 3	56,394	5,875	50,519
3 ～ 4	100,364	10,580	89,784
4 ～ 5	111,076	31,646	79,430
5 ～ 6	163,877	70,694	93,183
6 ～ 7	416,310	178,892	237,418
7 ～ 8	707,600	265,042	442,558
8 ～ 9	937,890	257,224	680,666
9 ～ 10	1,135,527	284,196	851,331
10 ～ 11	1,135,983	358,936	777,047
11 ～ 12	1,037,483	446,960	590,523
12 ～ 13	945,237	529,551	415,686
13 ～ 14	918,753	624,724	294,029
14 ～ 15	939,100	725,289	213,811
15 ～ 16	971,605	815,769	155,836
16 ～ 17	1,015,909	903,637	112,272
17 ～ 18	1,042,396	965,471	76,925
18 ～ 19	1,005,506	953,315	52,191
19 ～ 20	917,100	880,009	37,091
20 ～ 21	775,394	751,043	24,351
21 ～ 22	593,908	577,586	16,322
22 ～ 23	409,231	398,787	10,444
23 ～ 24	274,250	267,701	6,549
24 ～ 25	181,775	178,056	3,719
25 ～ 26	114,222	112,141	2,081
26 ～ 27	68,976	67,929	1,047
27 ～ 28	39,784	39,296	488
28 ～ 29	19,866	19,670	196
29 ～ 30	9,372	9,237	135
30 ～	14,816	14,455	361
平均年金月額	円 143,965	円 163,380	円 104,686

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないこと

に留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和3年度末現在)

年金月額	総数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	33,428,985	14,483,843	18,945,142	6,334,418	1,541,625	4,792,793	5,224,702	972,273	4,252,429
万円以上 万円未満									
～ 1	70,027	12,175	57,852	30,072	1,566	28,506	29,706	1,386	28,320
1 ～ 2	284,152	56,898	227,254	102,094	10,245	91,849	101,112	9,732	91,380
2 ～ 3	903,006	213,856	689,150	294,214	37,539	256,675	291,579	36,347	255,232
3 ～ 4	2,749,550	668,907	2,080,643	976,602	139,913	836,689	966,149	135,652	830,497
4 ～ 5	4,636,048	1,340,591	3,295,457	1,034,264	218,627	815,637	968,980	184,953	784,027
5 ～ 6	7,910,730	3,208,727	4,702,003	1,349,431	333,862	1,015,569	1,082,986	183,800	899,186
6 ～ 7	15,003,006	8,564,339	6,438,667	2,055,655	695,689	1,359,966	1,322,143	325,801	996,342
7 ～	1,872,466	418,350	1,454,116	492,086	104,184	387,902	462,047	94,602	367,445
平均年金月額	円 56,368	円 59,013	円 54,346	円 53,074	円 56,871	円 51,852	円 51,384	円 54,480	円 50,676

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険(第1号)】

(令和3年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	3,670,145	11,069,854	14,739,999
万円以上 万円未満			
～ 1	49,685	653,360	703,045
1 ～ 2	87,998	486,554	574,552
2 ～ 3	134,260	421,457	555,717
3 ～ 4	186,165	549,293	735,458
4 ～ 5	263,372	970,039	1,233,411
5 ～ 6	353,153	1,560,791	1,913,944
6 ～ 7	604,459	2,180,583	2,785,042
7 ～ 8	665,187	2,199,637	2,864,824
8 ～ 9	525,477	1,293,670	1,819,147
9 ～ 10	361,459	504,332	865,791
10 ～	438,930	250,138	689,068
平均年金月額	円 71,259	円 59,831	円 62,676

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和3年度末現在)

年金月額	総数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
合計	400,909	533,449	934,358	69,576	276,946	346,522	68,592	276,377	344,969
万円以上 万円未満									
～ 1	44,320	99,042	143,362	13,879	58,408	72,287	13,804	58,367	72,171
1 ～ 2	165,434	214,381	379,815	25,941	102,314	128,255	25,531	102,116	127,647
2 ～ 3	139,282	147,453	286,735	18,339	73,745	92,084	17,989	73,550	91,539
3 ～ 4	47,609	57,807	105,416	9,238	31,349	40,587	9,094	31,227	40,321
4 ～ 5	4,002	13,714	17,716	1,982	10,395	12,377	1,977	10,383	12,360
5 ～	262	1,052	1,314	197	735	932	197	734	931
平均年金月額	円 20,080	円 18,884	円 19,397	円 19,309	円 18,994	円 19,057	円 19,288	円 18,986	円 19,046

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間が原則として25年未満の者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せられている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成29年度	26,063	20,479	5,584
30	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成29年度	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651
2	2,310	145,061	115,963	△ 29,098	2,070	51,585	82,358	30,774
3	2,722	144,951	115,492	△ 29,459	2,331	54,281	85,394	31,112

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。
- 注3. 老齢給付に係る数を計上している。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成29年度	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089
2	341	136,494	131,163	△ 5,330	249	40,945	46,895	5,950
3	359	138,108	131,547	△ 6,561	292	41,197	47,196	6,000

- 注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。
- 注2. 老齢給付に係る数を計上している。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

④ 学生でないこと。

⑤ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 501 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 500 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、⑤のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、⑤のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

新法・旧法

昭和 60 年に国民年金法等の一部が改正され、昭和 61 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和 60 年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月又は年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金 〔老齢相当 通老相当 ・25年未満〕	退職年金	退職共済年金 〔退年相当 通退相当 ・25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		減額退職年金 通算退職年金	
障害年金(障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給(権)者は、厚生年金保険(第1号)の受給(権)者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金 〔25年以上 25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における)老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における)通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがなければ、旧法の通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の)老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上(昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上)の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金受給権者又は受給者のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「－」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和4年3月）

（単位：件、百万円）

	件 数	給付金総額
総 数	7,755,072	31,952
老齢年金生活者支援給付金	4,636,542	18,310
補足的な老齢年金生活者支援給付金	991,724	2,074
障害年金生活者支援給付金	2,047,794	11,177
遺族年金生活者支援給付金	79,012	391

注. 令和4年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和4年3月）

（単位：円）

	平均給付金額
老齢年金生活者支援給付金	3,949
補足的な老齢年金生活者支援給付金	2,091
障害年金生活者支援給付金	5,458
遺族年金生活者支援給付金	4,944

注. 令和4年3月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和4年3月）

（単位：件、百万円）

都道府県	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足の老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	全国	7,755,072	31,952	4,636,542	18,310	991,724	2,074	2,047,794	11,177	79,012
北海道	472,889	1,906	297,050	1,156	61,018	128	111,484	605	3,337	16
青森県	122,102	554	77,959	357	14,010	30	29,173	162	960	5
岩手県	90,763	419	51,215	236	10,984	24	27,527	154	1,037	5
宮城県	132,742	568	78,154	322	15,547	33	37,376	205	1,665	8
秋田県	83,389	372	51,377	233	10,891	24	20,405	113	716	4
山形県	60,978	280	32,367	147	7,379	16	20,435	113	797	4
福島県	115,910	508	66,269	286	14,480	31	33,684	184	1,477	7
茨城県	161,202	677	99,549	402	18,579	39	41,179	227	1,895	9
栃木県	108,477	468	63,493	265	12,787	27	30,851	170	1,346	7
群馬県	114,661	490	65,756	272	15,821	34	31,721	178	1,363	7
埼玉県	362,997	1,415	223,909	814	44,085	89	90,593	490	4,410	22
千葉県	332,291	1,320	204,579	756	38,593	79	85,437	466	3,682	18
東京都	652,092	2,535	403,988	1,454	79,189	165	162,247	883	6,668	33
神奈川県	459,063	1,751	275,996	942	53,887	109	124,302	675	4,878	24
新潟県	126,815	557	66,988	286	16,179	35	42,050	228	1,598	8
富山県	50,077	215	24,202	99	7,642	17	17,501	96	732	4
石川県	60,315	256	30,178	122	8,862	19	20,522	111	753	4
福井県	33,381	147	15,220	63	4,411	10	13,236	72	514	3
山梨県	52,985	232	31,816	137	6,296	14	14,330	78	543	3
長野県	116,052	508	57,086	239	15,109	32	42,498	230	1,359	7
岐阜県	106,087	447	58,561	237	14,853	32	31,344	171	1,329	7
静岡県	186,618	788	100,036	404	25,465	54	58,773	319	2,344	12
愛知県	347,867	1,398	200,448	754	44,188	90	98,732	532	4,499	22
三重県	105,854	450	58,630	244	15,472	34	30,648	167	1,104	5
滋賀県	67,109	289	35,274	147	9,157	20	21,693	118	985	5
京都府	179,843	723	111,288	433	24,384	50	42,637	232	1,534	8
大阪府	621,851	2,393	400,046	1,452	77,076	153	139,405	762	5,324	26
兵庫県	362,685	1,419	230,669	859	47,164	98	81,478	446	3,374	17
奈良県	97,018	405	62,476	254	11,209	24	22,535	124	798	4
和歌山県	85,448	362	54,373	227	10,586	23	19,835	109	654	3
鳥取県	34,357	150	17,597	76	5,102	11	11,261	61	397	2
島根県	43,694	192	22,266	94	6,130	13	14,823	82	475	2
岡山県	112,950	475	60,482	249	18,457	40	32,840	180	1,171	6
広島県	170,150	683	96,742	372	25,896	55	45,736	247	1,776	9
山口県	101,335	416	59,635	240	16,771	37	24,092	134	837	4
徳島県	60,141	262	36,256	156	8,015	17	15,427	86	443	2
香川県	58,306	247	31,909	135	9,930	22	15,826	87	641	3
愛媛県	117,371	503	69,394	298	16,989	37	30,063	163	925	5
高知県	66,661	289	41,552	183	9,105	19	15,525	84	479	2
福岡県	356,920	1,481	218,181	878	44,357	90	91,046	497	3,336	16
佐賀県	49,674	222	26,024	114	6,454	14	16,598	90	598	3
長崎県	116,992	510	72,862	316	14,204	30	28,990	160	936	5
熊本県	137,931	609	78,854	346	18,004	38	39,904	219	1,169	6
大分県	96,368	405	59,705	248	12,566	26	23,382	128	715	4
宮崎県	96,561	415	56,580	244	13,947	29	25,189	138	845	4
鹿児島県	151,694	668	89,976	403	21,953	48	38,501	211	1,264	6
沖縄県	114,302	573	69,500	359	8,538	17	34,944	190	1,320	6
その他	104	0	75	0	3	0	16	0	10	0

注. 令和4年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	4,636,542	3,949
70歳未満	480,655	4,491
70～74歳	756,698	4,024
75～79歳	787,729	3,793
80～84歳	926,883	3,826
85～89歳	841,618	3,846
90歳以上	842,959	3,958

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的な老齢年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	991,724	2,091
70歳未満	95,311	1,974
70～74歳	241,136	1,944
75～79歳	208,901	2,000
80～84歳	189,718	2,087
85～89歳	155,038	2,239
90歳以上	101,620	2,519

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	2,047,794	5,458
30歳未満	236,788	5,442
30～39歳	282,795	5,400
40～49歳	376,873	5,382
50～59歳	412,112	5,393
60～69歳	369,095	5,483
70～79歳	265,124	5,599
80歳以上	105,007	5,736

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	79,012	4,944
20歳未満	6,371	3,963
20～29歳	609	5,024
30～39歳	8,737	5,030
40～49歳	37,192	5,030
50～59歳	24,761	5,030
60歳以上	1,342	5,030

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齢年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件）

給付金額	総数		
		男子	女子
総数	4,636,542	729,629	3,906,913
千円以上 千円未満			
～ 1	98,885	11,824	87,061
1 ～ 2	371,016	63,998	307,018
2 ～ 3	701,918	71,053	630,865
3 ～ 4	1,144,509	133,007	1,011,502
4 ～ 5	1,045,917	190,824	855,093
5 ～ 6	988,857	185,916	802,941
6 ～ 7	152,761	38,253	114,508
7 ～ 8	74,443	19,532	54,911
8 ～ 9	35,307	9,499	25,808
9 ～ 10	15,251	3,985	11,266
10 ～	7,678	1,738	5,940
平均給付金額	円 3,949	円 4,266	円 3,890

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的な老齢年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件）

給付金額	総数		
		男子	女子
総数	991,724	175,029	816,695
千円以上 千円未満			
～ 1	245,206	49,485	195,721
1 ～ 2	248,341	47,609	200,732
2 ～ 3	236,071	37,352	198,719
3 ～ 4	176,356	25,334	151,022
4 ～	85,750	15,249	70,501
平均給付金額	円 2,091	円 1,964	円 2,118

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	2,047,794
千円以上 千円未満	
5 ～ 6	1,350,930
6 ～ 7	696,864
平均給付金額	円 5,458

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和4年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	79,012
千円以上 千円未満	
～ 1	6
1 ～ 2	651
2 ～ 3	1,798
3 ～ 4	—
4 ～ 5	—
5 ～	76,557
平均給付金額	円 4,944

注. 令和4年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(6) 月別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

月 別	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足的な老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
令和3年4月	7,706,123	31,836	4,673,552	18,522	960,399	2,024	2,002,413	10,945	69,759	345
令和3年5月	7,701,135	31,823	4,666,822	18,496	959,029	2,020	2,004,970	10,958	70,314	348
令和3年6月	7,692,305	31,791	4,656,477	18,454	957,303	2,016	2,007,449	10,970	71,076	352
令和3年7月	7,691,125	31,792	4,651,168	18,431	956,209	2,013	2,011,605	10,990	72,143	357
令和3年8月	7,690,880	31,798	4,646,351	18,411	955,084	2,010	2,016,540	11,016	72,905	361
令和3年9月	7,686,119	31,786	4,638,062	18,378	953,487	2,006	2,020,763	11,037	73,807	365
令和3年10月	8,023,641	32,960	4,882,645	19,367	1,043,859	2,178	2,022,513	11,045	74,624	369
令和3年11月	7,733,616	31,847	4,640,276	18,331	991,425	2,078	2,026,470	11,065	75,445	373
令和3年12月	7,743,747	31,901	4,640,264	18,333	991,253	2,076	2,035,528	11,113	76,702	379
令和4年1月	7,747,774	31,919	4,639,002	18,327	991,616	2,075	2,039,818	11,135	77,338	382
令和4年2月	7,745,601	31,917	4,633,117	18,303	990,472	2,072	2,043,808	11,156	78,204	387
令和4年3月	7,755,072	31,952	4,636,542	18,310	991,724	2,074	2,047,794	11,177	79,012	391

注. 各月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(7) 月別 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）

月 別	老齢年金 生活者支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金	障害年金 生活者支援給付金	遺族年金 生活者支援給付金
	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額
令和3年4月	円 3,963	円 2,107	円 5,466	円 4,950
令和3年5月	円 3,963	円 2,107	円 5,465	円 4,950
令和3年6月	円 3,963	円 2,106	円 5,465	円 4,950
令和3年7月	円 3,963	円 2,105	円 5,464	円 4,949
令和3年8月	円 3,962	円 2,105	円 5,463	円 4,948
令和3年9月	円 3,962	円 2,104	円 5,462	円 4,947
令和3年10月	円 3,967	円 2,087	円 5,461	円 4,947
令和3年11月	円 3,950	円 2,095	円 5,460	円 4,946
令和3年12月	円 3,951	円 2,094	円 5,459	円 4,945
令和4年1月	円 3,951	円 2,093	円 5,459	円 4,945
令和4年2月	円 3,950	円 2,092	円 5,458	円 4,944
令和4年3月	円 3,949	円 2,091	円 5,458	円 4,944

注. 各月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。